



友ヶ島(沖ノ島) 第3砲台跡 撮影者:杉田峻介

去年は、新型コロナウイルスの猛威、それ以外に形容しようがない1年でした。

2020年1月6日、中国内陸部の湖北省武漢で2019年12月以降、原因となる病原体が特定されていない肺炎の患者が確認されたことが、厚生労働省より報告されました。

1月16日には、日本国内で初めて感染が確認されました。

2月27日には、安倍総理大臣(当時)が、全国全ての小中高校に臨時休校の要請を公表し、ほとんどすべての小中高校が休校となりました。

3月24日、東京オリンピック・パラリンピックの1年程度の延期が決定。オリンピック・パラリンピック史上初めてとなる大会延期でした。

4月7日、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が出され、4月16日に対象が全国に拡大されました。

人々は不要不急の外出を控え、街から人が消えた1ヶ月でした。

目まぐるしく変化する状況、増え続ける感染者、数ヶ月前まで想像もしなかった光景が、そこにありました。

何をどうしていれば、この事態が回避できたのでしょうか。それとも、回避することはできなかったのでしょうか。いつまでこの状態が続くのでしょうか。完全にbeforeコロナに戻ることは、この先もうないのでしょ

うか。子どもたちがマスクをせず、元気に走り回れる日は来るのでしょうか。答えの出ない疑問、無力感、不条理さを抱えながらも、私たちは、前に進まなければなりません。ウィルスとの戦いは、これからも続きます。どこまで他人の痛みを感じ、価値観を想像し、共闘できるか。我々の真価が問われていると感じます。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩 弁護士 室谷悠子 弁護士 黒田祐史 弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子 弁護士 池田健人 弁護士 中江友紀 弁護士 満村和樹

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 和田知彦 / 事務局一同



人生・遺言さまざま

弁護士 池田直樹

1 恩讐の彼方に

Aさんは夫・姑との相性が悪く、子をとられられて婚家を追い出された。やがてBさんと出会い再婚。Aさんは罪の意識から子は作らず、Bさんも理解してくれた。十数年後、成人した子が押しかけてAさんを「自分を捨てた」、Bさんを「母を奪った」と責め、2人の生活は危機に瀕した。子の誤解に2人は沈黙で耐えた。さらに30年が経過し、Aさんが亡くなり遺言が残された。「愛するBさん、子に私の遺産の一部を渡すことを許してください。恩讐の彼方へ憎しみの連鎖を断ちたい私の最後のわがままです。」

破棄した遺言書案も残されていた。夫を苦しめ続けた子には何も遺さないとの条項に黒々とバツ印が入れられていた。それでも子はBさんを訴えた。Bさんは子との紛争は二人の宿命と諦観していた。

どちらの遺言書だろうが子との紛争は防げなかった。しかし、Aさんの疾しさと憎しみから解放されたという気持ちとBさんへの思いやりは遺言からにじみ出ていた。Aさんだけでなく、Bさんもこの遺言書によって怒りから解放された。実際には子も少しは救われたのではないか。

2 自然に還りたい

Cさんは生涯独身で、福祉現場の仕事一筋であった。早期退職してゆっくりと思っていた矢先、末期の乳がんが見つかった。弟とは関係が悪かった。Cさんは、長年の友だちを集めてパーティを開き、形見分けをした。その後、弁護士を枕元に呼んで遺言書を作った。お世話になった友だちにお礼のお金を分け、残った不動産は処分して福祉団体や環境団体に遺贈することとした。痛みの緩和ケアの中、最後の言葉は「自然に還りたい」だった。遺言からわずか3週間でCさんは亡くなり、樹木の下で眠っている。

Cさんは自分の財産を全て処分し、自分の思いどおりに人生を清算することにこだわった。激痛に苦しみながらも、冷静に死後の準備を進め、意思を貫きとおした凛とした生き様だった。

3 絶対許さへん

Dさんは終戦後一代で貸しビル業を築いた女性経営者だった。3人の男の子を左右背中に抱えて、昼夜働きづめで稼いだお金を土地に投資して成功した。子どもたちも事業に加わった。しかし、Dさんが目をかけていた長男と経営方針で対立し、兄弟を巻き込んで大紛争に発展。最後にはDさんが勝利して長男を放逐。次男も遠ざけ三男を呼び戻した。その後事業は縮小したが資産は残り、遺言書を用意した。長男には一切残さない、と。紛争になると忠告するが頑として譲らない。「あんだけしてやったのに裏切った。絶対に許さへん。」その後気持ちが揺れて遺言書は何度か書き換えられたが、長男への条項は変わらなかった。本心は長男からの謝罪と和解を求めているのだろうが、三男がその機会を遮断した。長男に会いたくないかと聞くと「絶対いやや」とDさんは即答したが、目じりは濡れていた。

事業承継上遺言書の役割は大きい。しかし、オーナーのわがままと承継候補者の野心とが衝突して、遺言が紛争の種になることも多い。遺産は三男を中心に3人に配分されたが、結局会社は続かなかった。カリスマ創業者が会社を作り家族を育てたが、その成功が家族を、各人の意地が会社を壊した。遺言書はそのエピローグだった。

4 遺言が持つ意義

上記例(事実を一部改変)のように、特別なニーズがある場合、遺言は対処しておくべき優先事項だ。特に独身者や子がない夫婦にとって、遺されたお金の使途を指定することは、自分の意思を死後に生かす意味を持つ。遺言がなければ国庫や望まない親族にお金が流れる。

障がいのある子や認知症の配偶者がいる場合などは遺言信託も有効だ。子や配偶者にその生存中は年金的に給付したうえで、その死後は施設や指定者に遺贈するなど、あたかも自分が生き続けているように、遺された家族のために適切にお金を使う指示を遺すことができる(環境団体への寄付につき「みどりの遺言」を検索されたい)。

遺言はいつ終わるかわからない人生の「始末のつけ方」の指示書であり、死後に遺志を活かす手段だ。また遺言書を作成した後の人生の生き方の指針になる。家族に対立がないケースでも、遺族に感謝や指示を自分の言葉で伝える最後の機会でもある。

「いつか」書こうと思いつつ、判断能力や気力が衰えてしまい、何の遺志も残せないケースが多い。遺言は元気なうちに用意し、節目節目で見直していくもの。新年はその良い機会、縁起の悪い話ではない。



弁護士 津田浩克

如何お過ごしでしょうか

昨年は、出張、山行、旅、映画、会食など生活の在り方を象徴していた活動がいずれも激減した一年でした。他方で、WEBミーティングが増え、コミュニケーションのあり方も様変わりしました。WEBミーティングは効率的ではありますが、終わるとある種の疲れを自覚します。たぶん神経の使い方がこれまでとは異なっているのでしょうか。状況に対する適応が徐々に進んでいけば、疲れも違和感もなくなり、コミュニケーションの新しい文化乃至スタイルが根付いていくのでしょうか。ステイホームの間、適応や変異、進化といった事柄について考えさせられました。

本年は、心おきなくふらっと出かけられる日々に戻れますように。



本年もよろしくお願ひします



弁護士 岩本 朗

副会長を務めています

本年度、大阪弁護士会の副会長を務めております。事務所を不在にしていることが多く、依頼者、顧問先の皆様には大変ご不便・ご迷惑をお掛けしておりますが、なんとか任期の4分の3までやって参りました。昨年4月、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出され、4月から6月まではこの問題に関する対応に忙殺されました。対応が一段落したと思いましたが、8月以降、弁護士会職員の不祥事(会に対する詐欺事件)が発覚し、10月まではこの問題に関する対応に忙殺されることになりました。特に後者は、全く予測していなかった事態ではありますが、これも何かの巡り合わせと捉えて取り組んできました。新型コロナウイルス問題は、まだ収束が見通せません。ウィズコロナの弁護士業務がどうあるべきかを考えながら、残る任期を全うしたいと考えております。

個人的には、今年度、マラソン大会がほぼ中止になっていることが大変残念です。1日も早く、自由にマラソンを走れる社会が戻ってくることを願っています。



弁護士 池田直樹

モモ繰り3年掻き8年

結婚した娘が残していったモモ(ジャックラッセルテリア・3歳メス)は、私としつけ教室トレーナーの前とは別の犬になる。大学の授業でときに威圧的で怖いと注意を受ける私なのに、「なめられて」いる。子どもらが皆出て行った中、同居犬として甘やかしているからだ。先方は私が帰るとすぐにおもちゃを持ってきて一緒に「遊べ」と指示し、飽きると「首と腹を搔け」とひっくり返る。驚異のジャンプ力で食事のテーブルに飛び乗る。帰りが遅いと玄関にわざとおもらしをする。家庭菜園でブロッコリー等を勝手に収穫する…。しつけの悩みをトレーナーに相談すると、「それは池田さんの問題です。」

確かに犬に悪い事をした後に怒っても通じない。いい事したらほめて褒美を渡す。ぶれない一貫した態度をとる。その中で群れの秩序と信頼関係を築く。大学も含めて人間の教育でも基本は同じなのだと思ひます。

とはいえ、しまいこまれた能力をうまく手繰り寄せられない「モモ繰り」3年はまだ続く。このまま「もうムリ残念」のまま、仰向けの腹の「掻き8年」になりそうなの…。



弁護士 原 正和

トレイルランニングにチャレンジ(したい)

皆さんそれぞれ「コロナで変わったこと」があると思います。私にとっては、その一つが、フィットネスクラブを退会して筋トレセットをネットで購入し、自宅で筋トレをするようになったことです。家の隅っこに置くことで、幸い、家族から邪魔だと言われることなく、週に1、2回、筋トレに励んでおります。筋トレは自宅でもそれなりに出来ることが分かったので、この点はむしろコロナの影響で変わって良かったと思っています。また、コロナのため、昨年は登山の回数が少なかったですが、昨秋、金剛山を奈良側から登りました。今年は、コロナの影響が落ち着けば、是非、トレイルランニングに挑戦したいと思っています。山は走って登ったり下りたりするものではないと思われる人が多いと思います。その通りだとも思いますが、昨年トレイルランニングを特集したテレビ番組を見て、10年以上前にサンフランシスコのトレイルランニングに参加し、無茶苦茶しんどいけど、とても楽しかったことを思い出し、40代のうちに再度チャレンジしようと思った次第です。とは言え、あの時はまだ30過ぎだったのに対して、今は40代も半ばになり、しかも仕事ばかりしている体で本当に出来るのか?という気もしますが、まずはグッズの購入から始めたいと思います。



弁護士
石飛 優子

新たな役割

昨年10月より、最高裁判所から命を受け、大阪家庭裁判所堺支部で家事調停委員を務めています。家事調停委員というのは、非常勤の裁判所職員で、裁判官または調停官と共に調停委員会のメンバーとして家事調停（離婚調停や遺産分割調停など）を主催し、当事者双方の話し合いの中で合意をあっせんして紛争の解決に当たる立場です。

「務めている」と言っても、まだなりたてですから、今は研修を受けたり、先輩調停委員の調停進行を見学して勉強させていただきつつ、少しずつ事件を担当させていただいています。

もう少し経験を積んだのち、皆様により詳細な仕事紹介をさせていただきたいと思っています。

私生活の面では、やはり昨年は「新型コロナウイルス」一色の1年でした。

息子の通う小学校でも、マスク着用が必須です。世のお母さん方に習い、私も手作りマスクに挑戦してみました。ひとつ作るのに、なんと3時間もかかりました。出来栄もイマイチ。マスクの価格も落ち着いたことですし、今後は購入に徹しようと思決めました。



4 弁護士
杉田 峻介

友ヶ島

和歌山県の加太沖に友ヶ島（ともがしま）と呼ばれる4つの無人島があります。自然豊かな美しい島々ですが、木々が繁茂する中に廃墟となった砲台跡などが取り残されており、それがジブリの「天空の城ラピュタ」に出てくる景色と似ているということで、巷ではラピュタの島とも呼ばれています。

プラごみに注目が集まっていますが、以前から、海を漂い海浜に流れつく「漂着ごみ」が大きな問題となっています。京大総合人間学部の1期下で、現在大阪府立大学准教授となって活躍されている千葉知世先生に、友ヶ島に流れ着く漂着ごみの研究プロジェクトに誘っていただき、「加太・友ヶ島環境戦略研究会」のメンバーとなりました。現地調査を通じて漂着ごみの実態調査を行うとともに、その結果も踏まえながら対策や処理の枠組みの提示など行うことを目標にして

新しい世界

新年あけましておめでとうございます。コロナでおうち時間が増えたから、というわけではないのですが、昨年、オンライン英会話を始めました。学生時代とは異なり、忙しく決まった日時に時間が取れない今、私にはぴったりの選択でした。オンライン英会話は今では数多くの会社が参入しており、選択肢がたくさんあるのですが、基本的には25分

くらいのプライベートレッスンが主流です。ただ、私は、プライベートレッスンのみならずグループレッスン（45分）も提供している会社のものを選びました。講師はネイティブスピーカーですが、グループレッソンの参加者は世界各国の英語学習者であり、皆様々な（自分が正しいと思う）発音で自由闊達に発言します。同じ教室で学んでいるわけではない分、積極的に挙手機能を使って発言権を得なければ、あっという間に時間が過ぎ

てしまいます。「ニューノーマル」が提唱された昨年。パンデミックによって受けた影響と程度は皆さま様々だと存じますが、気持ちは前向きに、今年も新しいことにチャレンジし、新しいことに慣れていきたいと思っています。



弁護士
平林 佳江子



弁護士
齊藤 優摩

タイムライン

Googleのタイムラインという機能をご存知でしょうか。Googleマップのアプリに、タイムラインという機能がついており、これによって、その日の移動距離や場所、時刻等の行動履歴がすべて確認できるというものです。

スマートフォンのGPSを使って、勝手にずっと収集されているという、考え方によっては非常に怖い機能なのですが、これを見ると、その日に、どのような経路で移動し、どこにどれくらい滞在したかなどが全てわかり、また、年初に1年間に訪れた場所や移動距離の通算等がメールでも送られてきます。

普段は仕事で移動も多く、色々な場所に行く機会もあるので、この通算のメールを見ると、1年間で訪れた場所等を振り返ることができ、意外と見るだけでも面白いのですが、昨年は、コロナの影響で、リモートでの打ち合わせ等も増えましたので、例年に比べて訪れた場所も少ないでしょうし、移動距離も短くなっていると思います。今年は、仕事でもプライベートでも、色々な場所を自由に飛び回れるような年になってほしいものです。

本年もよろしくお祈いします



います。大学時代は六法とは無縁で、現場でごみ問題・3Rに取り組んできた身として、10年越しで、現場に入りつつ今度は弁護士としての知識・経験も活かしながら問題解決に携われることを嬉しく思っています。

友ヶ島は関西圏から気軽に行くことができ、綺麗な景色と非日常の世界を楽しめます。是非一度足を運んでみていただければと思います。



弁護士
池田 健人

リフレッシュとして

私は、最近、コロナ対策という意味もあり、また、運動を通してのストレス解消という意味もあり、大阪市内での移動については極力クロスバイクを利用するようにしています。渋滞に巻き込まれることもなく、また、電車待ちの時間も必要ないので、意外にも、電車やタクシーを利用するよりも早く移動できるというメリットもあります。

なかなか外出することができず、ストレスが溜まりがちの中、心身ともにリフレッシュできますので、皆様も是非始めてみられてはいかがでしょうか。また、業務に関しても、日々の業務だけでなく、個人的に興味のあるスポーツ・エンターテイメント分野にも注力するようにしています。

昨年の秋ころには、プロ野球選手の統一契約書を題材に、とある大学での講義の一コマを担当しました。

コロナ禍ということもあり、残念ながら対面での講義とはなりませんでした。アンケートなどで学生からの生の声を聴くことが出来たのは大変刺激になりました。

適度なリフレッシュを挟みつつ、これからも業務に邁進していきたいと思っています。



弁護士
室谷 悠子

二度目の出産のため、お休みをいただきます

娘を1人っ子としてたくましく育てねばというのが近年の課題の1つでしたが、緊急事態宣言の中、妊娠が判明。コロナ禍のなかでの高齢出産となるため、不安しかありませんでしたが、おかげさまで元気なまま産休に入ることができました。ご依頼をいただいているみなさまにはご迷惑とご不安をおかけすることになり心苦しいですが、なるべく早く戻って来たいと思っています。

身体の変化に神経質で、何かあればオロオロし、ネットを検索して余計に不安になっていた前回とは違い、今回は、実に雑な妊娠生活でした。つわりがなくなった頃からは、妊娠週数は数え直さないとわからなくなり、お腹が大きくなるにつれ、「思ってるより機敏に動けない！」というイライラは増えましたが、それでも総じて心大らかに過ごせました。たった1度の経験が、あるかないかで心理的ストレスが全然違うのだなと実感しました。

未知のものに対する恐怖は程度の差はあれ、誰にでもあります。初めて法律事務所に来られた方、初めて裁判所に行くことになった方が抱える大きな不安やストレスに共感ができ、一緒に乗り越えられるような弁護士でありたいと思っています。



弁護士
和田 知彦

触れてみて分かること

奄美に来ておおよそ5年が経ちました。市街地はもちろん、ほとんどの集落に行きましたし、舗装されていない林道もほとんどすべて、山も、森も、海も、川も、滝も、いろいろな場所に行きました。景色として遠くから眺める山や森とその中に分け入って見たり感じたりするそれは全く違います。海も、眺めて見えるものと、海に潜って見えるものやカヤックやサーフィンをして感じることは全く違います。人は、想像の中で思い描いたもので考えてしまいがちですが、実際に触れて体験してみて初めて分かることもたくさんあるのではないかと思います。今後、自分の人生の中でどういうことができるのか考えることもありますが、仕事にしても、私生活にしても、いろいろなことに関心をもって取り組んでみたいと思っています。



弁護士
中江 友紀

趣味を深める

学生時代の専攻科目は、独占禁止法でした。実務で独占禁止法を使う機会は少なく、やるなら勉強会などの趣味程度かと思っておりましたが、1年間の執務を振り返ると、独占禁止法関連の相談は意外とあったなという実感です。全体の業務に対する割合としては少ないのですが、自分の得意分野が活かせる喜びを感じています。いざご相談を受けた際に適切なアドバイスができるよう、日々研鑽を積みたいと考えています。一方、私生活の趣味では、昨年10月に日本酒ナビゲーターという資格を取得しました。唎酒師（ききざけし）はご存知の方も多いと思いますが、その弟分のような資格です。日本酒の歴史や文化、香味の特徴をとらえた食事とのマリアージュを学び、各地の酒蔵を巡るインセンティブも倍増しました。本業を頑張れとお叱りを受けない程度に、今年は唎酒師もとうろかなあなんて考えたりもしています。

自分の興味のある分野を深める探求心を怠らず、次の1年もより一層、公私ともに邁進していきたいと思っています。今年1年もどうぞよろしくお祈い致します。



弁護士
黒田 祐史

オンラインは難しい

新型コロナウイルスの発生拡大を契機に、セミナーや講義がオンラインで開催される機会が大きく増えました。私も先日、中小企業の経営者の方々の勉強会で、契約問題をテーマにオンラインで話をするがありました。事前にパワーポイントを用意し、その内容を発表するということは今までに何度か経験はしていますが、オンラインの場合、聞

いている方の顔が見えないので、話をしている間、皆さんが興味を持って聞いてくださっているのか、終始不安でした。手ごたえは全くありませんでしたが、話を終えた後、色々質問や感想を頂戴したことがせめてもの救いでした。これからは、オンラインで話をする機会を増やして場慣れをしていかなければと思った次第です。

私生活の方では、平日は子供を保育園に送るのが日課になっています。最近は大分歩けるようになったので、保育園に着いてから、追いかけて遊んでいます。十分追いかけてこができた日は笑顔で見送ってくれますが、不十分だとギャン泣きされます。いずれにしても見送ってくれる子供の顔を見ると、「幼い我が子も保育園で頑張っているのだから自分も頑張らない」と思います。

子育て支援のための制度

奄美は出生率が高いと言われており、実際にも少子化の時代にあって他の地域に比べればある程度高い出生率を維持しています。都会に比べればきょうだいが多い家庭も少なくありません。

一方で、離婚率も統計上高く、しかも離婚した場合に養育費が払われていないという場合が結構あります。そのような場合、養育費が支払われるようにすることも大事ですが、収入が無ければ払われせんし、督促にも限界があります。そこで重要になるのが一般に母子手当と呼ばれる児童扶養手当などの公的支援です。児童扶養手当は月額4万円以上になるので、養育費以上に大きな額になることもある重要な給付です。ところが、奄美市では、児童扶養手当の支給要件を満たしているはずなのに、支給がなされない、あるいは、打ち切られてしまうという問題が起きています。児童扶養手当は、児童扶養手当法とこれに関する通達が基準としてありますが、十分な調査がされず裏付けもないまま不支給とされている例が出ています。

私は現在、奄美市の要保護児童対策地域協議会の委員に入っているのですが、こうした問題にも今年度は取り組んでいきたいと思っています。



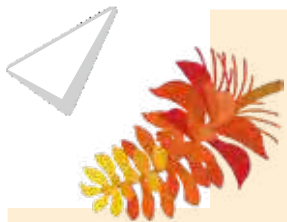
弁護士
満村 和樹

1年目

当事務所に入所してからちょうど1年が経ちました。この1年でいろんなジャンルの案件に関わりましたが、2年目はより一層精力的に仕事に邁進したいと考えております。元々興味があったこともあり、ここ最近

はネット上の権利侵害に関する相談をよく受けています。会社・個人問わず、ネット社会においてできることがどんどん広がっているこの時代において、それに比例するように紛争も日々広がっている印象です。直近では、ネットで多くのファン(信者?)を獲得してお金を稼いでいた青年実業家の経歴詐称が発覚し、かなり大規模な炎上・消費者トラブルを起こしていましたが、現在のネット社会の光と闇を映す象徴的な出来事ではないでしょうか。

このようなネット上の紛争の拡大に対応するのも弁護士の責務だと思いますので、今後も経験を積みながら多くの紛争解決を目指していきたいと思っています。また、つい最近、「発信者情報開示請求」の手続き簡易化等に関する総務省での議論に一定の結論が出たようで、「最終とりまとめ(案)」が発表されました。また何らかの形で制度紹介をさせていただければと思っています。それでは、皆様、2年目も何卒よろしくお祈い致します。



奄美あすなろだより

これから先の未来の 奄美を見据えて

弁護士 和田 知彦

奄美・琉球の世界自然遺産登録に向けて、世界遺産委員会が本年2021年6月に開催される見通しであることが発表されました。

ここ数年、水面下では、奄美大島の北部の特に海岸線を中心に多くの土地が売りに出され開発されてきました。今後「観光」をテーマに開発が進むことは間違いありません。

古くから時代ごとの流行りと廃りというものがあります。バブルの時代に遡れば、ゴルフブームがあり、奄美大島の全ての市町村が大型のゴルフ場の誘致を計画しました。各地の山が切り拓かれミニゴルフ場もたくさん作られました。結局、反対の声もあり、奄美市の住用の山には大型のゴルフ場が作られることなくバブルが崩壊し、住用の森が何とか残されました。もしも、住用の森が伐採され大型のゴルフ場が作られていたら、世界自然遺産登録への動きはあり得なかったことでしょう。

世界自然遺産の推薦地域は森の中の一部だけで、海や海岸線は含まれていません。奄美では海岸線を保護する条例も無く、奄美市が現在検討している景観保護条例も建物の色や構造物の素材など「見た目」を規制しようと

するだけで、景観や環境を守るために根本的に必要な「中身」の対策が入っていません。例えば、先進国では海岸線から陸側に引いて構造物を建設するセットバックなどの考え方があります。現在の状況は自然と共生する空間を作ろうとする先進国の発想とは逆行するものです。海岸線の土地もどんどん売られ別荘が建設されています。ここ数年で急激に売地が増加し悪質な地元不動産業者によるトラブルも頻出しています。立場は違えど、内外の多くの人が商機を狙っています。

今だけを見るのではなく過去から未来を考えると、日本のほかの地域や世界で起きていることに目を向けることが必要なのではないのでしょうか。これから奄美で起きるであろうことは既に世界の他の地域で起きていることでもあります。

これからは益々それぞれの知性や発想が生き方を左右する時代になっていくでしょう。人は誰しも自分が知っていることを前提に考えますから、広い視野を持って学ばないと新しい発想は生まれません。次の世代の子どもたちには、過去や他の地域から学び、中長期的視野と広い視野を持って、今の大人がしていることを批判的に見ることができ、あるいは、今の大人がやらないで知らないふりをしていることに気付ける人材に育ててほしいと思います。そして、次の世代が活躍できるためにも、私たちの世代が今残されている環境を守り受け継いでいく必要があるのではないのでしょうか。

コロナ版ローン減免制度

弁護士
池田 健人

新型コロナウイルス関連として、今回は、コロナ版ローン減免制度について紹介させていただきます。

同制度を利用すれば、新型コロナウイルスの影響での失業や、収入・売上が減少したことなどによって、債務の返済が困難になった個人・個人事業主の方（※法人は対象外）について、令和2年2月1日以前に負担していた債務に加え、令和2年10月30日までに新型コロナ対応のために負担した債務の減免が受けられます。

具体的には、簡易裁判所の特定調停手続を利用することで、一定の財産を残しつつ、ローン（金融機関、貸金業

者、クレジット会社、リース会社、債権回収会社などのローン）の減額や免除を受けることができます。そして、かかる手続を進めるために、弁護士などの登録支援専門家による必要書類作成や債権者協議などの支援を無償で受けることができます。

自己破産手続や個人再生手続と異なり、信用情報（ブラックリスト）に登録されない、手続を行うにあたっての専門家費用がかからないなどのメリットがありますので、お困りの方はコロナ版ローン減免制度の利用を是非検討してみてください。

詳細については、日本弁護士連合会や各弁護士会のホームページなどに記載がありますが、ご不明な点がございましたら遠慮なく弊所までお問い合わせください。



菅首相は2050年温室効果ガス排出ゼロを宣言しました。30年しかない中、市民

の創意工夫と努力が不可欠です。

①事業所と個人で再生エネルギー中心のグリーン電力へ乗り換えましょう。

②使い捨てプラの使用を控えましょう。ペットボトルよりマイボトルです。

③省エネ。元気な人は3階までは歩きましょう。自動車の利用を控えましょう。

④環境運動に参加しましょう。寄付もご検討ください(検索⇒「みどりの遺言」)。